

発議案第8号

教育委員会制度の改悪をやめるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月5日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	小林恵美子	㊟
	同	中村健敏	㊟

提案理由

教育委員会制度は原点に立ち戻り、専門的な権限と機能を持ち開かれた教育委員会として再生させることが必要であることから、国に対し教育委員会制度の改悪をやめるよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

教育委員会制度の改悪をやめるよう求める意見書

安倍政権がねらう教育委員会制度の改悪に関して、中央教育審議会（中教審）は昨年12月13日、委員からの相次ぐ反対論を押しつけ、政府の意向に沿った答申が提出された。答申の内容は、教育行政を首長が決定する方向を示したもので、首長が大綱的な方針を決定し、教育長は、首長が任命した部下となる。教育委員会は「首長の附属機関」となり、首長に対し意見は言えても決定権のない存在になるものであり、これでは戦前のような、権力による教育への介入が可能となる重大な危険性がある。日本の教育委員会制度は、戦前の政治的・官僚的な教育支配と軍国主義教育の反省から、教育委員会法で「教育が不当な支配に服することなく」、「公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うため」、旧文部省や首長から独立した合議制執行機関として1948年に出発したものである。しかし、1956年に地方教育行政法に改編され、委員は任命制となり、独自の権限は大幅に縮小されたことから、民主性・自主性・公開性が弱体化・形骸化してきた経緯がある。

中教審内部では、教育委員会を附属機関化する答申には反対意見が根強く、与党の中にも答申の方向性は認めがたいとの声がある。また、全国の教育委員会関係者の中でも反対が大勢を占めていることから、自民党は別案の検討を開始したとの報道もあり、矛盾と混迷は深まるばかりである。

今こそ、教育委員会制度はその原点に立ち戻り、住民・保護者・教職員・各分野の専門家などが参加し、民主的・自主的かつ専門的な権限と機能を持ち、開かれた教育委員会として再生させることが必要である。

よって、本市議会は国に対し、教育委員会制度の改悪をやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

文部科学大臣様